

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」という。）が取得、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利や利益を保護するための基本となる事項を定め、実践することにより、社会的信頼を得るとともに、事業活動の質的向上を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 当法人は、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報の保護を適切に行うものとする。

(個人情報の定義)

第3条 当法人における個人情報は、当法人の水道水を利用・休止・停止するにあたって登録され、また、維持分担金の収受にあたって入力される等して当法人が取得した生存する個人に関する情報であって、単独あるいはこれらの情報を組み合わせることによって特定の個人を識別できるものをいう。

(個人情報の取得)

第4条 当法人は、個人情報を当法人の水道供給事業を行うために、必要な限度で適正に取得する。

(利用目的及び保護)

第5条 当法人が取り扱う個人情報は、当法人の水道供給事業を行う目的の範囲内のみで利用する。

2 当法人は、法令が認める場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは行わないものとする。

(管理体制)

第6条 当法人は、理事長を個人情報管理責任者として、取り扱う個人情報の不正アクセス、盗難、持ち出し、紛失、改ざん及び漏洩等が発生しないよう安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 当法人は、水道供給事業を行うため、同事業の一部を外部業者に委託し、これに伴い当法人の保有する個人情報を提供する場合は、当該業者との間で個人情報の安全管理に関する取り決めを行い、当該業者において個人情報の適正な管理が行われるように管理・監督するものとする。

3 当法人が保有する個人情報につき、本人による開示・訂正、利用停止等の申出を受けたときは、適切に対応するものとする。

(法令遵守のための取り組みの維持と継続)

第7条 当法人は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めるものとする。

2 当法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制については、当法人の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT変化等に応じて、継続的に見直し、改善するものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から実施する。(令和4年10月1日理事会決定)